

令和4年1月定例会 教育長報告

行 事 表	
1月 7日(金)	第22回能代市芸術文化章授章式(能代市文化会館)
1月27日(木)	教育委員会定例会(書面表決による開催)
2月10日(木)	教育委員会定例会(二ツ井町庁舎 庁議室)

承認第1号

臨時代理の承認について

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により承認を求める。

令和4年1月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

1 臨時に代理した理由

能代市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、次の案件について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を開くいとまがなかったので、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

特別休暇の種類追加及び決裁区分を定めることについて

3 臨時代理年月日

令和3年12月28日

能代市教育委員会訓令第3号

庁中一般・関係各所

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

能代市教育委員会事務決裁規程（平成18年能代市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表各職位の専決区分表2 服務（人事）関係の表中

「

2 課、施設及び教育機関所属 職員の年次有給休暇の時季変更、生理休暇、配偶者出産休暇、子の養育休暇、家族の看護休暇及び夏季休暇の承認並びに週休日及び勤務時間の割振り		○	○		
---	--	---	---	--	--

を

」

「

2 課、施設及び教育機関所属 職員の年次有給休暇の時季変更、生理休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、子の養育休暇、家族の看護休暇及び夏季休暇の承認並びに週休日及び勤務時間の割振り		○	○		
--	--	---	---	--	--

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

改正後					
別表(第4条関係) 各職位の専決区分表					
1 庶務関係(略)					
2 服務(人事)関係					
専決事項	専決区分				
	部長	課長・校長	地区公民館長・施設長	係長	特定専決者
休暇等	1 次長及び課長等の休暇の承認等並びに週休日及び勤務時間の割振り	○			
	2 課、施設及び教育機関所属職員の年次有給休暇の時季変更、生理休暇、 <u>出生サポート休暇</u> 、配偶者出産休暇、子の養育休暇、家族の看護休暇及び夏季休暇の承認並びに週休日及び勤務時間の割振り		○	○	
	3 課、施設及び教育機関所属職員の妊産婦の保健指導等による休暇、親族の死亡に伴う休暇(配偶者、父母及び子の死亡を除く。)、父母の法要等に伴う休暇の承認等				教育総務課長
	4 課、施設及び教育機関所属職員の前2号以外の休暇の承認等	○			
(略)	(略)				

改正前					
別表(第4条関係) 各職位の専決区分表					
1 庶務関係(略)					
2 服務(人事)関係					
専決事項	専決区分				
	部長	課長・校長	地区公民館長・施設長	係長	特定専決者
休暇等	1 次長及び課長等の休暇の承認等並びに週休日及び勤務時間の割振り	○			
	2 課、施設及び教育機関所属職員の年次有給休暇の時季変更、生理休暇、 <u>出生サポート休暇</u> 、配偶者出産休暇、子の養育休暇、家族の看護休暇及び夏季休暇の承認並びに週休日及び勤務時間の割振り		○	○	
	3 課、施設及び教育機関所属職員の妊産婦の保健指導等による休暇、親族の死亡に伴う休暇(配偶者、父母及び子の死亡を除く。)、父母の法要等に伴う休暇の承認等				教育総務課長
	4 課、施設及び教育機関所属職員の前2号以外の休暇の承認等	○			
(略)	(略)				

議案第1号

能代市教育研究所運営協議会要綱の一部改正について

能代市教育研究所運営協議会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年1月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育研究所運営協議会要綱の一部を改正する告示

能代市教育研究所運営協議会要綱（平成18年能代市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 能代市教務主任会
- (4) 能代市研究主任会
- (5) 能代市生徒指導協議会

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第4条第2項中「所長」を「能代市教育研究所長」に改める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

提案理由

各種教育団体の変更に伴い、委員の構成について整理しようとするものである。

○能代市教育研究所運営協議会要綱（平成18年能代市教育委員会告示第3号）

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(委員の構成)</p> <p>第2条 協議会は、委員12人以内で構成し、次に掲げるところにより教育長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 能代市校長会</p> <p>(2) 能代市教頭会</p> <p><u>(3) 能代市教科等領域別研究協議会</u></p> <p><u>(4) 教務主任会</u></p> <p><u>(5) 研究主任会</u></p> <p><u>(6) 生徒指導主事会</u></p> <p><u>(7) 能代市教育研究所長</u></p> <p><u>(8) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた者</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 略</p> <p>(会議等)</p> <p>第4条 協議会は、必要に応じて教育長が招集する。</p> <p>2 会議の議長は、<u>所長</u>をもって充てる。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(委員の構成)</p> <p>第2条 協議会は、委員12人以内で構成し、次に掲げるところにより教育長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 能代市校長会</p> <p>(2) 能代市教頭会</p> <p><u>(3) 能代市教務主任会</u></p> <p><u>(4) 能代市研究主任会</u></p> <p><u>(5) 能代市生徒指導協議会</u></p> <p><u>(6) 能代市教育研究所長</u></p> <p><u>(7) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた者</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 略</p> <p>(会議等)</p> <p>第4条 協議会は、必要に応じて教育長が招集する。</p> <p>2 会議の議長は、<u>能代市教育研究所長</u>をもって充てる。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 略</p>

議案第2号

能代市学校医の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56条）第23条第3項の規定に基づき、能代市学校医を次のように委嘱する。

令和4年1月27日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

能代市学校医名簿

委嘱年月日 令和4年2月1日

学校名	学校医名	備考
浅内小学校	山須田 健	新任

提案理由

能代市学校医菅原忠幸の退任に伴い、新たに委嘱しようとするものである。